

「大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の要否を地方自治体の自主判断とする件（案）」に対する意見募集について

令和5年8月7日  
経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課

## 1. 意見募集の趣旨・目的・背景

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名（5条1項2号）の変更の届出（6条1項）については、廃止する方向で検討」することとされています。

これを踏まえ、経済産業省では、変更の届出の要否を地方自治体が自主的に判断できるようにするための対応方針を検討しています。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の要否を地方自治体の自主判断とする件（案）」

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年8月7日（月）から令和5年9月5日（火）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

### （2）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：[bzl-shouhiryudaiten-publiccomment@meti.go.jp](mailto:bzl-shouhiryudaiten-publiccomment@meti.go.jp)

(電子メールの件名を「大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の要否を地方自治体の自主判断とする件(案)に対する意見」として下さい。)

### (3) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛に送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 パブリックコメント担当 宛

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名(法人又は団体の場合は名称)、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

